

大月市 移住支援金制度



単身 60 万円

世帯 100 万円

※4月1日時点において

18歳未満の子ども1人につき

100 万円加算

大月市への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消を図るため、東京圏から本市に移住し、かつ就業または起業した方に対して、支援金を交付します。

【問い合わせ先】大月市 総務部 企画財政課
大月市大月二丁目6番20号 電話:0554-23-5011

移住支援金対象確認フローチャート

東京23区内に直近1年以上連続で住んでいる

はい

いいえ

東京都・千葉県・神奈川県・埼玉県(※)から東京23区内に直近1年以上連続で勤務している
※一部、対象外地域あり

はい

いいえ

住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在りまたは通勤している
※在住と通勤の年数は合算可能

はい

※所定の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も対象期間とすることができる

いいえ

東京23区内の在住年数だけで、通算5年以上である

はい

いいえ

東京都(23区外)・千葉県・神奈川県・埼玉県(※)から東京23区内に通勤していた年数を含めると通算5年以上である

はい

いいえ

移住先での働き方の希望は?

対象外

①県マッチングサイトの掲載求人に就職

「山梨県移住支援・就業マッチングサイト」に掲載されている支援金対象求人に応募し、新規就労した場合。

③移住元の仕事をテレワークで継続

企業等からの命令でなく、自分の意志で移住し、移住後も引き続きテレワークにより業務で実施する場合。

②やまなし地域課題解決型起業支援金の採択

やまなし地域課題解決型起業支援金の交付決定を1年以内に受けていること。

④プロフェッショナル人材制度等を活用した就職

内閣府が実施する「プロフェッショナル人材事業」、または「先導的マッチング事業」を利用し、人材紹介会社等を介して就職したこと。

移住支援金対象

注意事項

●予算が上限に達した場合、予告なく事業を終了する場合があります。

●移住支援金を受領した後も、**5年以上の定住**、**1年以上の就業**の要件があり、これを満たさなくなった場合は、返還対象となります。

対象者

「移住等に関する要件」を満たし、かつ「就職に関する要件」、「テレワークに関する要件」又は「起業に関する要件」のいずれかを満たす者。

要件

1.移住前に関する要件(①②に該当する必要あり)

①大月市へ転入する直前の10年間のうち、「**通算5年以上**、**東京23区に在住**」または「**東京圏(条件不利地域を除く)**に在住し、**東京23区へ通勤**」していたこと。

※大月市の出身者が教育機関への就学に伴い在住していた場合を除く。

②大月市へ転入する直前に**連続して1年以上**、「**東京23区内に在住**」または「**東京圏(条件不利地域を除く)**に在住し、**東京23区内へ勤務**」していたこと。
ただし、**東京23区内への通勤の期間**については、転入する**3か月前まで**を該当1年間の起算点とすることができる。

※東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、**東京23区内の大学等へ通学**または**企業等へ就職した者**については、**通学期間も①②の要件の対象期間に算入**することができる。

Q東京圏内の条件不利地域とは?

【東京都】

檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

【埼玉県】

秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村、神川町

【千葉県】

館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

【神奈川県】

山北町、真鶴町、清川村

2.移住後に関する要件

(①②に該当し、かつ(1)から(4)いずれかの要件を満たす必要あり)

①移住支援金の申請において、転入後**1年以内**であること。

②移住支援金の申請日から**5年以上**、大月市に継続して居住する意思を有していること。

(1) 県マッチングサイトの掲載求人に就職

- ①就業先が、「**山梨県移住支援・就業マッチングサイト**」掲載している求人であること。
- ②週20時間以上の**無期雇用契約**に基づいて就業し、申請時において連続して**3か月以上在職**していること。
- ③当該法人等に、移住支給金の申請日から**5年以上**、継続して勤務する意思を有していること。
- ④転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、**新規の雇用**であること。

※ただし、就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業は除く。

🔍 詳細は「**山梨県移住支援・就業マッチングサイト**」で検索ください。

(2) やまなし地域課題解決型起業支援金の採択

- ①**1年以内**に山梨県が県実施要領に従い実施する起業支援事業に係る**起業支援金の交付決定**を受けていること。

🔍 詳細は「**やまなし地域課題解決型起業支援金**」で検索、もしくは山梨県にお問い合わせください。

(3) 移住元の仕事をテレワークで継続

- ①所属先企業等からの命令ではなく、**自己の意思**により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、**移住元での業務**を引き続き行うこと。
- ②デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))またはその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) プロフェッショナル人材制度等を活用した就職

- ①内閣府が実施する「**プロフェッショナル人材事業**」または「**先導的人材マッチング事業**」を利用して就業した者であること。
- ②週20時間以上の**無期雇用契約**に基づいて就業し、申請時において連続して**3か月以上在職**していること。
- ③当該就業先において、移住支援金の申請日から**5年以上**、継続して勤務する意思を有していること。
- ④転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、**新規の雇用**であること。
- ⑤目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

🔍 詳細は「**内閣府 プロフェッショナル人材事業**」、「**内閣府 先導的人材マッチング事業**」で検索、もしくは内閣府へお問い合わせください。